



2026年6月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 P A L T A C
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 田 拓 也
(コード番号:8283 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 専 務 執 行 役 員 嶋 田 政 治
経 営 企 画 本 部 長
(TEL. 06-4793-1090)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会決議により、2026年8月下旬（注）を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

（注）当社が2026年5月11日付で公表いたしました「当社親会社である株式会社メディopalホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「当社意見表明プレスリリース」といいます。）において、2026年5月11日時点の予定として、本臨時株主総会を2026年9月を目途に開催すると記載しておりましたが、本日時点においては、2026年8月下旬を目途に開催することを予定しております。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2026年7月15日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2026年7月15日（水）
- (2) 公告日 2026年6月30日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社のホームページに掲載いたします。）

<https://www.paltac.co.jp/ir/epub/>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案について

当社意見表明プレスリリースに記載のとおり、当社の支配株主（親会社）である株式会社メディopalホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）は、公開買付者による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立したものの、本公開買付けにより当社株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下のいずれかの方法により、当社株式の全てを所有するための手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者は、①本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買付者及び当社を除きます。）の全員に対し、その所有する当社株式の全てを売り渡すことを請求（以下「株式売渡請求」といいます。）する予定とのことです。他方で、②本公開買付けが成立したものの、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、会社法第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

このたび、当社は、上記②に記載の場合には上記要請がなされる予定であることから、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することといたしました。なお、本臨時株主総会を開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

他方、本公開買付けが成立しない場合、又は、上記①に記載の場合（本公開買付けの成立により、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、株式売渡請求を行う場合）には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本臨時株主総会に係る基準日についても利用しない予定です。

以上